

## 久喜市水道事業会計規程の一部を改正する規程

久喜市水道事業会計規程（平成22年久喜市水道企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「当該収納の日の翌日までに」を「速やかに」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「当該振り替えられた日のうちに」を「速やかに」に改める。

第29条を次のように改める。

（口座振替による支出手続）

第29条 上下水道部長は、口座振替の方法による支出をしようとする場合は、出納取扱金融機関の水道事業の預金口座から、残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額を通知して行わなければならない。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。